

議事要旨

(石川局)

令和8年度第3回石川県最低賃金専門部会

開催日時：令和8年8月5日（水）13：00～15：40

1 主な審議事項

(1) 石川県最低賃金の改正金額について

2 労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側 委員	引上げ額は62ないしは63円を提示。根拠は、連合石川の春闘における規模30人未満の妥結額(月額10,904円)を時給換算すると、 $10,904 \text{ 円} \div 173.8 \text{ 時間} \div 62.7 \text{ 円}$ となるため。 と主張。
使用者側 委員	引上げ額は47円を提示。根拠は、連合石川の春闘における規模30～99人未満の賃上げ率4.39% ($1,054 \text{ 円} \times 4.39\% = 46.27 \text{ 円}$ の端数を切り上げ)。 と主張。
公益委員	特記事項なし

3 答申の有無 有 ・ ☒ 無

4 今後の見通し

労使双方とも人材確保のため賃上げが必要であり、また北陸三県の賃金格差是正についても共通認識を持っており、さらなる歩み寄りは期待できる。

5 次回開催日 令和8年8月6日（木）9：30～11：30

6 その他